

新潟市告示第198号

新潟市口腔保健福祉センター診断書手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市口腔保健福祉センター診断書手数料の徴収を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務を行う施設の名称及び場所
名称 新潟市口腔保健福祉センター
場所 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号
- 2 徴収事務受託者
新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号
一般社団法人 新潟市歯科医師会
代表者 会長 荒井 節男